明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○博物館法施行規則及び社会教育調査規則の一部を改正する省令（文部科学二六）　一

〔告　示〕

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（法務三八四）　二

○第三次ブランタイヤ市道路網整備計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とマラウイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三〇〇）　三

○保安林の指定をする件（農林水産一一六二～一一七一）

○保安林の指定を解除する件（同一一七二、一一七三）

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一一七四、一一七五）

○平成二十五規制年度における特定物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の算定値の実績を告示する件（経済産業一八三）　四

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第二十四条第一項の規定による届出があった件（経済産業・環境九）

○高速自動車国道に関する件（国土交通八八一）

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定等をした件（同八八二、八八三）

○航路標識に関する件（海上保安庁一〇〇～一〇三）

○道路に関する件（九州地方整備局一八五、一八六）　六

〔人事異動〕

内閣　国税庁　文部科学省　文化庁　七

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（奈良労働局最低賃金公示一）　九

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（中国地方交通審議会、沖縄同）　一〇

国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

第三者所有物の没収、有権者申出方、製造たばこ小売定価関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他　三三

省　令

○文部科学省令第二十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、及び博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定に基づき、博物館法施行規則及び社会教育調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月三日

文部科学大臣　下村　博文

博物館法施行規則及び社会教育調査規則の一部を改正する省令

（博物館法施行規則の一部改正）

第一条　博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都道府県」の下に「若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）」を加える。

第十九条中「又は都道府県」の下に「若しくは指定都市」を加え、「都道府県立の」を「都道府県又は指定都市が設置する」に改め、「所在する都道府県の教育委員会」の下に「（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第二十一条において同じ。）」を加える。

第二十条第一項中「都道府県」の下に「若しくは指定都市」を加える。

第二十一条中「又は都道府県」の下に「若しくは指定都市」を加え、「都道府県立の」を「都道府県又は指定都市が設置する」に改める。

第二十三条中「都道府県」の下に「若しくは指定都市」を加える。

第二十四条中「都道府県」の下に「若しくは指定都市」を加え、「基いて」を「基づいて」に改める。

別記第九号様式の備考中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。